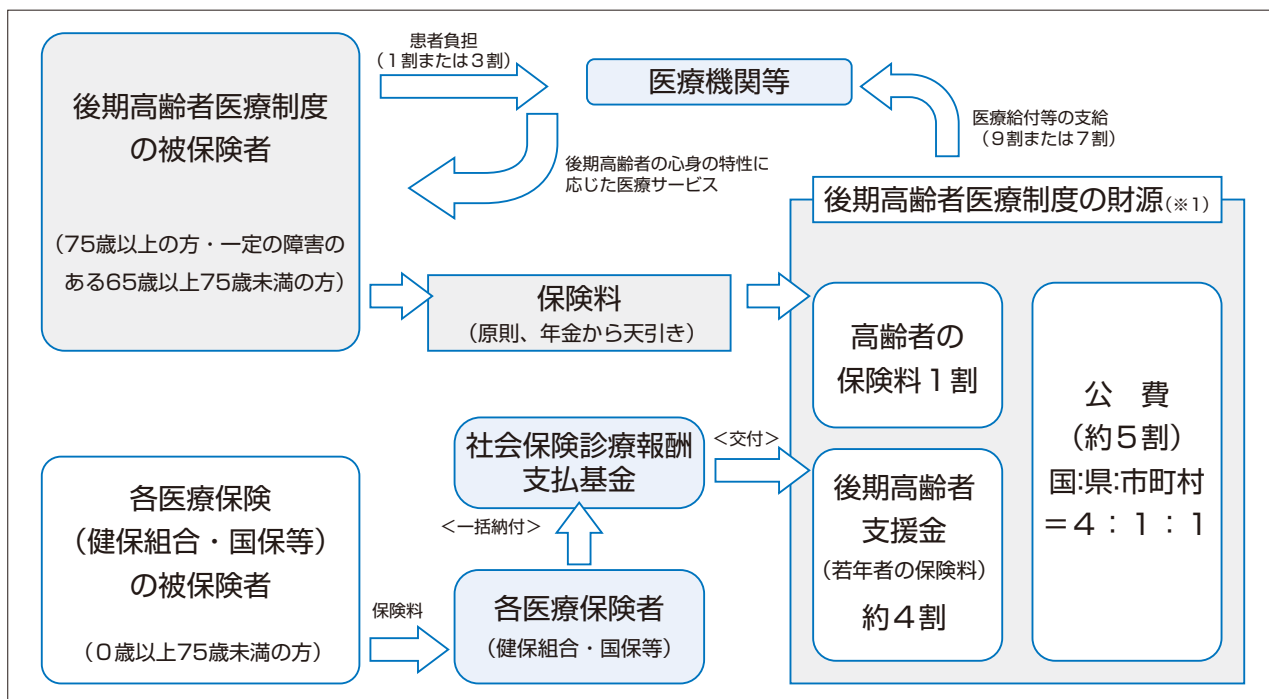


### 後期高齢者医療制度の6つのポイント

- ①75歳以上(一定の障害がある場合は65歳以上75歳未満)の方が対象となります。
- ②平成20年3月に新しい保険証(被保険者証)が一人に一枚送付されます。
- ③医療機関窓口での患者負担は、現在の老人保健と同様に原則1割負担、現役並み所得者は3割負担となります。
- ④保険料は、原則、年金からの天引きとなります。保険料は平成19年11月ごろ決定する予定です。
- ⑤後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町村が加入する広域連合が行います。
- ⑥各種申請等の窓口業務、保険料徴収業務は今までどおり市町村が行います。

### 後期高齢者医療制度の運営のしくみ



※1 後期高齢者の医療費のうち、対象となる皆さんが医療機関窓口で支払う患者負担を除いた分を、公費(国、県、市町村)が5割を負担、現役世代からの支援(若年者の保険料)が4割を負担し、残りの1割を後期高齢者の皆さんから保険料として納めていただきます。

**問合せ** 保険年金課 年金医療グループ(内線141・142)  
茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1212  
<http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>

いばらき不動産の街並み提案型分譲地

# プレストンガーデン旭町

**販売開始** 平均区画面積107坪の大区画  
詳しくは [www.if-sun.co.jp](http://www.if-sun.co.jp) で検索

いばらき不動産は、空間の明るい未来を応援しています。

**株式会社 いばらき不動産** TEL.0296-78-5545  
E-mail [ibaraki@if-sun.co.jp](mailto:ibaraki@if-sun.co.jp)

